

件 名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
-----	------------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号。以下「政令」といいます。）により、平成27年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

国民健康保険税の基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の課税限度額を政令で定める課税限度額に改正します。 < 第2条及び第26条関係 >

	現行	改正後
基礎課税額	51万円	52万円
後期高齢者支援金等課税額	16万円	17万円
介護納付金課税額	14万円	16万円
合 計	81万円	85万円

### 3 その他

- (1) 施行日は、平成28年4月1日とします。
- (2) 改正後の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することとします。
- (3) 附則において、亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年亀山市条例第28号）の一部を改正し、附則第19項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める改正規定の施行日を、平成29年1月1日から平成28年1月1日に改めることとします。

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 22 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第 45 号

### 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成 17 年亀山市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「51 万円」を「52 万円」に改め、同条第 3 項中「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 4 項中「14 万円」を「16 万円」に改める。

第 26 条中「51 万円」を「52 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に、「14 万円」を「16 万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

##### （亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 25 年亀山市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、第 2 条中亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例附則第 19 項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、

配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。